（別記１－１）

対象農用地等面積の測定について

１　対象農用地及び協定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。ただし、環境負荷低減の取組への支援の対象農用地の面積については、以下のとおりとする。

（１）畦畔及び法面面積を含めない。

（２）一つのほ場において、複数の取組を行う場合でも、一取組分の作付面積を上限とする。

（３）環境保全型農業直接支払交付金で交付対象としているほ場がある場合は、当該ほ場の面積を含まないものとする。ただし、一つのほ場において、環境負荷低減の取組への支援のうち、冬期湛水の取組を実施する場合であって、環境保全型農業直接支払交付金の炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を併せて実施するときは、当該ほ場の面積を含めることができるものとする。

２　対象農用地及び協定農用地の面積は、原則として筆ごとに次の方法により把握する。

（１）国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。

（２）（１）の地籍図等はないが、2,500分の１程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。なお、2,500分の１程度以上の縮尺図面等がなく、5,000分の１程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により算定された面積に0.95を乗じた面積を対象農用地及び協定農用地の面積とすることができる。

（３）（１）の地籍図等及び（２）の図面等がない場合には、農林水産省農村振興局測量作業規程に準拠し、現地において実測する。

３　２により難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により、対象農用地及び協定農用地の面積を把握することができる。

４　土地改良事業を施行中の地域における対象農用地及び協定農用地の面積は、一時利用地が指定される以前にあっては、従前の土地の面積とし、一時利用地が指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

５　環境負荷低減の取組への支援の実施面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。

（１）共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用

共済細目書の面積（畦畔等を除いた本地面積）、地積調査の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。

（２）図測

2,500分の１程度以上の縮尺図等の図測により行う（なお、5,000分の１程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。）。

（３）実測

農林水産省農村振興局測量作業規程等に準拠し、現地において実測を行う。

（４）畦畔率の活用

実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに行うものとする。

ア　対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率

イ　図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）

ウ　標準区画図から求めた平均畦畔率

エ　公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

（５）その他

（１）から（４）までの方法により把握した農地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。

また、（１）から（４）までにより難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により対象農地の面積を把握することができるものとする。